

千葉労働局発表
令和7年4月1日

【照会先】

千葉労働局雇用環境・均等室

室長 田名網 洋子

室長補佐 江畑 泉

雇用環境改善・均等推進指導官 南 聡一郎

(直通電話) 043(221)2307

報道関係者 各位

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

千葉労働局（局長 小山 英夫）では、新入学生の多くがアルバイトを始める時期である4月1日から7月末まで「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

<実施事項>

1. 大学等への出張相談等

県内の大学・短大・専門学校（以下、「大学等」）や大学生協からの依頼に応じ、出張相談・リモート相談に対応します。

2. 総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置

トラブル発生時の相談先として、総合労働相談コーナー（最寄りの労働基準監督署や労働局）に上記期間設置する「若者相談コーナー」で重点的に対応します。また、行政機関が閉庁する平日夜間・土日祝日については、無料で電話相談できる「労働条件相談はっとライン」（0120-811-610）の利用を勧奨します。

3. 周知・啓発の実施

本キャンペーンの趣旨について、労働局ホームページや広報誌等への掲載により周知を行います。

また、学生向けの労働法講義の機会を通じ、労働関係法令の知識について、クイズを通して学習することができるスマートフォンアプリ「労働条件（R J）パトロール！」や、e-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」等の厚生労働省サイトでの学習を勧奨します。

4. 学生等に対するリーフレットの配布

大学等への出張相談時や学生が若者相談コーナーを利用した際などにリーフレット（別添2）を配布します。

5. 事業主等に対するリーフレットの配布

別添3のリーフレットを、各労働基準監督署において集団指導や監督指導等を実施する際に、学生アルバイトを雇用する事業主へ配布します。

別添1 若者相談コーナーの看板（各総合労働相談コーナー内に設置）

別添2 リーフレット「学生のみなさんへ「おかしい」と思ったらまず相談！」

別添3 リーフレット「事業主のみなさんへ アルバイトの労働条件を確かめよう！」

●●労働基準監督署 総合労働相談コーナー



若者相談コーナー

学生以外の方も
お気軽にどうぞ！



困ったことがあれば
相談してね！

千葉労働局ではご要望に応じて、大学等への出張相談も実施しています。

学生のみなさんへ

「おかしい
と思うたら
まず相談！」

面接で聞いた
時給と違う！

勝手に
シフトが
変わってる！

代わりにバイトする
人を見つけないと
やめられない

商品の買取を
強要される！

忙しいと
休憩時間が
もらえない！

片付けの時間の
バイト代が
もらえない！

ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chiyou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとライン
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120-811-610

For concerns&questions about working conditions
Labour Standards Advice Hotline
Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語



Multilingual



©労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

知っておきたい7つのポイント

- ☐ アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。
- ☐ バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。
※希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金の一方的な賃金控除は禁止されています。
- ☐ アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。
※事業主は労働時間を適正に把握する必要があります。
- ☐ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。
- ☐ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます。
- ☐ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
- ☐ 困った時は、各地の総合労働相談コーナーへ



アプリで学ぼう
労働条件(RJ)パトロール！



確かめようアルバイトの労働条件
| 厚生労働省



動画版「これってあり？
～まんが知って役立つ労働法Q&A～」
| 厚生労働省



【闇バイト】
◀ 怪しい求人には
応募しないで！

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日

事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



☒ チェックしてみましょう

- ☒ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ 勤務シフトは適切に設定されていますか？
(学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？)
- ☒ アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☒ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

■ 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。
特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

①労働契約の期間について

②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合

③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について

④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて

⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回することはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

⑥退職時・解雇時のきまりについて

⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について

※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合

※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

■ 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。

■ 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

■ アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。

■ 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。

■ アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

■ アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

■ バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

■ 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

0120-811-610

相談
無料



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日